

居宅介護支援事業所の人員基準について

以下の内容は条例、基準、通知等を抜粋し、要約したものです。

基準の確認にあたっては、原文も併せて十分に確認するようにしてください。

(1) 従業者

①事業所ごとに常勤の介護支援専門員を1人以上配置が必要。

②介護支援専門員は他の業務との兼務が認められている。

(居宅介護支援の事業が、指定居宅サービス等の実態を知悉する者により併せて行われることが効果的であるとされる場合もあることに配慮したもの)

③介護支援専門員は利用者35人又は単数を増すごとに1人配置することが基準とされており、利用者が増えるごとに増員することが望ましく、当該増員職員は非常勤でも差し支えない。

(2) 管理者

①事業所ごとに常勤・専従の管理者を配置

以下の場合には必ずしも常勤・専従の者でなくても差し支えない。

- ・当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- ・同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る）

②管理者は主任介護支援専門員でなければならない。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由^{*}がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができる。

※やむを得ない理由は以下のいずれか

- ・令和3年4月1日以降、不測の事態（本人の死亡、長期療養などの健康上の問題、急な退職や転居等）により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった場合
不測の事態の判断は保険者が行うため、必ず市に相談してください。
- ・特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合

③管理者要件（主任介護支援専門員であること）の適用の猶予

令和3年3月31日時点で、主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件を令和9年3月31日まで猶予する。

！ 令和3年4月1日以降、新たに管理者となる職員は、やむを得ない理由（不測の事態）がある場合を除き、主任介護支援専門員であることが必須要件となりました。

万が一、管理者が資格の更新を失念してしまった場合、主任介護支援専門員資格の有効期間満了日までに他の主任介護支援専門員を管理者として配置しない限り、満了日をもって人員基準を満たさないこととなります。（更新研修受講失念は、やむを得ない理由と考えません。）

《参考根拠条例等》

- ・長岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例 第5条及び6条
- ・長岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第2-2-(1)及び(2)
- ・令和2年6月5日付老振発0605第2号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布等について（通知）」